

# 入学者選抜における発達障害者への対応に関する調査

## －我が国の国公立大学・短大における状況－

鈴木敏明<sup>1)\*</sup>, 吉武清實<sup>1)</sup>

1) 東北大学高等教育開発推進センター

### 1. はじめに

本稿は、大学の学部及び短期大学の入学者選抜における、発達障害<sup>1)</sup>のある受験者への対応状況の把握を目的として実施した調査の結果を報告するものである。

先年制定された発達障害者支援法（平成16年法律167号）では、「(大学等は)発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」旨の努力義務が規定されている（第8条）。

現在、初等・中等教育においては、発達障害のある児童・生徒への支援体制が急速に整備されつつある。そして徐々にではあるが、大学等の高等教育においても、発達障害のある学生を想定した支援の取組が始まりつつある<sup>2)</sup>。

しかし現在のところ、高等教育へのまき入り口である入学者選抜において、発達障害をもつ受験者に対して実態としてどのような配慮・対応がなされているのかについては、情報が必ずしも十分ではない。

確かに、「大学入学者選抜実施要項」<sup>3)</sup>においては、「障害のある者等の試験に係る特別措置」への配慮及び「事前相談体制の構築・充実」に努めるべきことが一般的に記述されているが（第12の1（2）及び（3））、発達障害への明示的な言及がないので、場合によっては従来の障害の範疇にのみ注意が向けられ、まだ社会的認知が十分とはいえない発達障害については看過されている可能性がある。

本調査は、以上の状況を踏まえ、全国の大学の学部及び短期大学の入学者選抜において、発達障害のある

受験者に対して適用・実施されている配慮や対策について、その現状把握を目的として実施されたものである。

### 2. 入試において想定される発達障害者の行動特性

発達障害の一般的行動特性<sup>4), 5)</sup>から、入試関連の場面で生起する可能性のある発達障害の行動面としては、以下に列挙するような例が想定される。そうした特性が原因となり、症状の態様・程度、本人の対処スキルの獲得状況にもよるが、発達障害をもつ受験者は、一般的な試験実施条件に適応できない場合があり得る。

- ・試験場の中のいろいろな刺激による影響を受けやすく（過敏性）、それらに対して衝動的に反応してしまう。
- ・注意の集中が苦手で、試験監督の指示を最後まで聞くことができない。
- ・試験に関する指示が口頭で伝えられると、話の内容以外のことには注意を向けてしまい、指示の内容や意味を十分に理解し、記憶することができない。
- ・気になることや目についたことについて、すぐしゃべり出してしまうなど、欲求をうまくコントロールできず、突然に場面にそぐわない言動をする。
- ・習慣化された行動パターンへのこだわりが強く、試験場面への柔軟な対応ができない。
- ・試験時間の変更や問題の訂正などの試験条件の急な変更に対応できず、パニックを起こす。

\*) 連絡先：980-8576 宮城県仙台市青葉区川内28 東北大学高等教育開発推進センター高等教育開発部入試開発室

- ・会話の基礎的スキルの獲得が十分でないため、面接試験などで試験担当者との会話がスムーズに進まない。
- ・体験や感情を言語化することが難しい。

- ・文章を構成する力が弱く、独力では志願理由書等を十分に作成することができない。

表1 調査票の構成

質問事項及び回答形式	
①平成21年度入試においては、発達障害者を想定した配慮・対応をしていますか？(Q1)	
・配慮・対応をしている	選択
・現在検閲中である	選択
・配慮・対応する予定はない	選択
(以下の6項目は配慮・対応をしている場合に回答)	
・受験者からの申し出に基づく事前相談	選択
・診断書に基づき本人に状況を確認	選択
・志願理由書等に見られる典型的な特徴(誤字・脱字の頻度、文意の明瞭性など)をチェックし、本人からの申し出がない場合でも念のため準備態勢を整える	選択
・試験方法(筆記試験、面接試験、実技試験など)についての環境調整的な対応(着席位置の配慮、別室受験、試験時間の調整、補助者の配置など)	選択
・本人に対する試験関係の指示・連絡方法の工夫(口頭だけでなく文書による伝達を併用するなど)	選択
・上記に該当しない配慮・対応内容及び補足説明について	記述
②選抜区分(入試の種類)と発達障害者を想定した対応との関係について伺います(Q2)	
・発達障害者を想定した対応をとりやすいとお考えの選抜区分はどれですか？	
・一般入試	選択
・専門高校・総合学科卒業生入試	選択
・アドミッション・オフィス入試	選択
・推薦入試	選択
・帰国子女入試	選択
・社会人入試	選択
・その他	記述
・選抜区分による差異はない	選択
・選択理由	記述
・発達障害者を想定した対応をとりにくいとお考えの選抜区分はどれですか？	
・一般入試	選択
・専門高校・総合学科卒業生入試	選択
・アドミッション・オフィス入試	選択
・推薦入試	選択
・帰国子女入試	選択
・社会人入試	選択
・その他	記述
・選抜区分による差異はない	選択
・選択理由	記述
③フェイスシート	
	記述

### 3. 方法

調査方法としては、郵送により調査票を配布・回収する質問紙調査法を用いた。それらの手続きの詳細は以下のとおりである。

#### 3.1. 調査票の構成

調査票で回答を求めた事項は、①平成21年度入試における発達障害者を想定した配慮・対応の状況に関する質問(Q1)、②選抜区分(入試の種類)と発達障害者を想定した対応のとりやすさの関係についての見解を問う項目(Q2)、および、③回答者に関する情報を得るための質問(フェイスシート項目)、である(表1)。

なお、回答者の負担を軽減するため、回答形式は選択肢へのチェック及び数行程度の自由記述とし、それらをA3サイズ二つ折の調査票の2～4ページに配列した(末尾の資料参照)。

#### 3.2. 調査対象および調査票の送付

調査票は、平成21年度学生募集を実施見込みの全国の国公私立大学・短大の入試担当セクション(アドミッションセンター、入試センター、入試課など)宛に2008年11月20日に発送した(1,109機関)。

回答については2008年12月19日までに投函・返送するよう要請した。2008年12月26日時点での回収数は588件である(回収率は53%、詳細は表2を参照)。本稿ではこの588件を分析対象とする。

表2 調査票の回収状況

	国立 大学	公立 大学	私立 大学	公立 短大	私立 短大	計
対象数	82	74	568	24	361	1109
回答数	48	46	302	16	176	588
回収率	58.5%	62.2%	53.2%	66.7%	48.8%	53.0%
構成比	8.2%	7.8%	51.4%	2.7%	29.9%	100.0%

## 4. 結果

### 4. 1. 発達障害者の受験を想定した配慮・対応 (Q1)

発達障害のある受験者を想定した配慮・対応についての質問 (Q1) への回答状況を表3に示す。

回収した588件全体としては、「配慮・対応をしている」が49.0%、「現在検討中である」が21.1%、「配慮・対応する予定はない」が29.1%であった。

設置区分別で見ると、「配慮・対応をしている」については国公立大学で多く (それぞれ72.9%, 60.9%), 私立短大で少ない (32.4%)。「現在検討中である」は私立大学・短大が多い (それぞれ22.8%, 27.3%)。「配慮・対応する予定はない」は国立大学で少なく (18.8%), 公立・私立短大が多い (それぞれ43.8%, 39.8%)。

また、Q1では、「配慮・対応をしている」という選択肢をチェックした場合、その具体的な内容に関する5項目の選択回答 (複数選択可) 並びに1項目の記述回答 (補足説明等の記述) を求めている (表1)。それらのうち、「事前の配慮・対応内容」(3項目) については表4に、「試験実施上の配慮・対応内容」(2項目) については表5に、それぞれ集計結果を示す。

まず、「事前の配慮・対応内容」(3項目) について

表3 発達障害者を想定した配慮・対応の有無

	国立 大学	公立 大学	私立 大学	公立 短大	私立 短大	計
配慮・対応をしている	35 72.9%	28 60.9%	160 53.0%	8 50.0%	57 32.4%	288 49.0%
現在検討中である	3 6.3%	4 8.7%	69 22.8%	0 0.0%	48 27.3%	124 21.1%
配慮・対応する予定はない	9 18.8%	14 30.4%	71 23.5%	7 43.8%	70 39.8%	171 29.1%
無答	1	0	2	1	1	5
回答数	48	46	302	16	176	588

表4 事前の配慮・対応の内容

	国立 大学	公立 大学	私立 大学	公立 短大	私立 短大	計
受験者からの申し出に基づく事前相談	35 100.0%	27 96.4%	151 94.4%	7 87.5%	53 93.0%	273 94.8%
診断書に基づき本人に状況を確認	23 65.7%	7 25.0%	50 31.3%	1 12.5%	17 29.8%	98 34.0%
志願理由書等に見られる典型的な特徴をチェック	0 0.0%	1 3.6%	8 5.0%	0 0.0%	7 12.3%	16 5.6%
「配慮・対応をしている」の回答数	35	28	160	8	57	288

であるが、「配慮・対応をしている」との回答のあった288件全体に対する選択率で見ると、「受験者からの申し出に基づく事前相談」が94.8%とほぼ全数、「診断書に基づき本人に状況を確認」が34.0%、「志願理由書等に見られる典型的な特徴 (誤字・脱字の頻度、文意の明瞭性など) をチェックし、本人からの申し出がない場合でも念のため準備態勢を整える」は5.6%と少数であった (表4)。

そして、これらの3項目に対応する第6項目 (補足説明等の記述) への代表的な回答例は以下に列挙したようなものであった (設置区分による違いは認められなかったため、一括して表示する)。

- ・本学の現行の事前相談制度は身体的機能の障害を想定したもので、必ずしも発達障害を含めているものではないが、受験者からの申し出があればその枠組みの中で対応したい。
- ・受験者からの特別な措置・配慮の要請に対しては、大学入試センター試験に倣って、「視覚障害」、「聴覚障害」、「肢体不自由」、「病弱」、「その他」という区分で事前相談を受け付けている。発達障害については「その他」で対応することになる。
- ・発達障害者を特定した配慮・対応は考えていないが、身体に障害を有する者の場合と同様に、受験者から申し出があれば、事前相談に応じることは可能と考えている。
- ・受験者からの申し出があれば、学内の学生生活支援室 (スクール・ソーシャルワーカー) と連携して対応する。
- ・受験者から申し出があれば、本学のアクセシビリティセンターと協議の上、状況に応じた対応をとっている。
- ・受験者本人からの申し出とともに、現役生については在籍高校に受験特別配慮の申し出の提出を求め、高校の進路指導部との事前相談を行っている。
- ・受験者からの申し出があった場合、修学可能性の相談、適的な選抜区分のアドバイスを行っている。
- ・現状では、出願書類に記載されている情報だけで判断することは難しく、受験者からの申し出がな

いと対応できない。

- ・受験者からの申し出には、医師の診断書の添付を求めている。

以上を整理すると、次のとおりである。

1. 発達障害を特定した事前の対応体制をとっているところは少数であり、多くの大学・短大は身体障害者を想定した従来型の枠組みを準用して対応している（しようとしている）。
2. 学内に障害学生支援のための専門セクションを有するところでは、それらとの連携協力体制をとっている場合もある。
3. 特別措置・配慮を申し出た受験者の在籍高校と事前に情報交換を行い、その結果に基づいて対応している場合もある。
4. 志願理由書等の出願書類から発達障害の特徴を読み取ることは困難であり、対応の根拠としては、受験者本人の申告や医師の診断書、または受験者側からの特別措置の申請が必要である。

次に「試験実施上の配慮・対応」（2項目）についてであるが、「配慮・対応をしている」との回答のあった288件全体に対する選択率で見ると、「試験方法（筆記試験、面接試験、実技試験など）についての環境調整的な対応（着席位置の配慮、別室受験、試験時間の調整、補助者の配置など）」が77.1%、「本人に対する試験関係の指示・連絡方法の工夫（口頭だけでなく文書による伝達を併用するなど）」が37.5%であった（表5）。

なお、第6項目（補足説明等の記述）への回答からは、これら2項目の質問文中の例示以外の対応方法に関する具体的記述は認められなかった。現時点では発達障害を理由とした特別措置・配慮の申請自体が非常

に少ないため、発達障害に特化した配慮・対応の実績がないということであろう。以下に代表的な回答例を列挙する（設置区分による違いは認められなかったので、一括して表示する）。

- ・受験者からの申し出があれば事前協議を行い、その結果に基づいて、試験実施上の配慮や対応を検討する。
- ・現在のところ事例が少ないので、上記（質問文中の例示）の配慮・対応にとどめているが、必要に応じて検討し対応していく予定である。
- ・受験者本人から要望書を提出させ、可能であれば上記（質問文中の例示）以外の内容についても可能な限り対応する。
- ・本人の申し出（診断書等添付）を原則的に認め、試験方法も本人の希望に沿うようにしている。
- ・まだ事例はないが、受験する際には特別に配慮する。
- ・これまでに実績がないので具体的な対応方法は確立していない。受験者から申し出があれば、その状況に応じた配慮を検討する。
- ・本人から具体的な配慮の申し出があれば、医師の診断書に基づき、可能な範囲での配慮・対応をする。その内容は、受験する入試の試験方法によっても異なるので、受験者と相談の上決める。ただし、他の受験者との間での公平性確保や相互作用の抑制といったことも考慮するので、必ずしも希望にすべて応えられるとは限らない。

以上をまとめると、次のとおりである。

1. 現時点では該当事例が非常に少なく、発達障害のある受験者に特化した特別措置を講じている例はほとんどない。
2. 受験者本人からの申し出があれば、事前相談をとおして必要な条件を把握し、可能な範囲で試験実施上の配慮・対応行っている（行うことを想定している）場合がほとんどである。

表5 試験実施上の配慮・対応

	国立 大学	公立 大学	私立 大学	公立 短大	私立 短大	計
試験方法についての環境調整的な対応	30 85.7%	20 71.4%	123 76.9%	4 50.0%	45 78.9%	222 77.1%
試験関係の指示・連絡方法の工夫	23 65.7%	10 35.7%	58 36.3%	1 12.5%	16 28.1%	108 37.5%
「配慮・対応をしている」の回答数	35	28	160	8	57	288

#### 4. 2. 発達障害者を想定した対応と選抜区分の関係 (Q2)

Q2は選抜区分(入試の方法)と発達障害者を想定した対応との関係を問う項目である。前半は発達障害者を想定した対応をとりやすい(と考えられる)選抜区分について、後半は反対に対応をとりにくい(と考えられる)選抜区分についての質問である。回答は、『平成21年度大学入学者選抜要項』<sup>3)</sup>に列記されている選抜区分(一般入試, 専門高校・総合学科卒業生入試, アドミッション・オフィス入試, 推薦入試, 帰国子女入試, 社会人入試)を選択肢として設定したリストから該当するものの選択を求め(複数選択可), かつ, 選抜区分の名称が同じであっても選抜方法が異なる可能性があるため, その選択理由の記述も求めるという形式で得られたものである。

表6は発達障害者を想定した対応をとりやすいと認識されている選抜区分について、表7は発達障害者を想定した対応をとりにくいと認識されている選抜区分について、それぞれ設置区分ごとの選択反応の分布を一覧で示したものである。図1は、表6と表7の計の列(5つの設置区分の合計)を取り出し、選抜区分間の比較を容易にするためにグラフ化したものである。

なお、「専門高校・総合学科卒業生入試」、「帰国子女入試」、「社会人入試」については、入試全体の中での受験者割合が非常に低いこと、また、「その他」に

ついては、回答が極めて少数であったこと(「大学入試センター試験利用入試」、「インタビュー入試」、「文化芸術活動/入試スポーツ能力特別入試」など)を踏まえ、本報告では分析対象としない。

まず、発達障害者を想定した対応をとりやすいと認識されている選抜区分についてであるが(表6及び図1参照)、全体で702個の選択反応があった。最多の選択は「選抜区分による差異はない」(34.5%)であり、その割合は国公立大学および公立短大で高く(それぞれ64.9%, 78.6%, 69.2%), 私立大学・短大で低かった(それぞれ29.2%, 24.8%)。

発達障害者を想定した対応をとりやすいとして選択割合の高かった選抜区分は、アドミッション・オフィス入試(28.9%)と推薦入試(16.7%)であった。しかし、それらを設置区分別で見ると、私立大学・短大で高く(アドミッション・オフィス入試については、それぞれ31.1%, 36.7%, 推薦入試については、それぞれ19.7%, 16.2%), 国公立大学, 公立短大で低い(いずれも0.0%から10.5%の間)という双極的パターンが認められた。なお、一般入試については選択率が低く(7.8%), 発達障害者向けの特別措置を講じにくい選抜区分と認識されていることがうかがえる。

次に、発達障害者を想定した対応をとりにくいと認識されている選抜区分についてであるが(表7及び図1参照)、全体で713個の選択反応があった。最多の選

表6 発達障害者を想定した対応をとりやすい選抜区分

	国立 大学	公立 大学	私立 大学	公立 短大	私立 短大	計
一般入試	2 3.5%	3 7.1%	37 9.7%	1 7.7%	12 5.7%	55 7.8%
専門高校・総合学 科卒業生入試	0 0.0%	0 0.0%	7 1.8%	0 0.0%	7 3.3%	14 2.0%
アドミッション・ オフィス入試	4 7.0%	3 7.1%	118 31.1%	1 7.7%	77 36.7%	203 28.9%
推薦入試	6 10.5%	2 4.8%	75 19.7%	0 0.0%	34 16.2%	117 16.7%
帰国子女入試	3 5.3%	0 0.0%	14 3.7%	0 0.0%	10 4.8%	27 3.8%
社会人入試	3 5.3%	1 2.4%	14 3.7%	1 7.7%	14 6.7%	33 4.7%
その他	2 3.5%	0 0.0%	4 1.1%	1 7.7%	4 1.9%	11 1.6%
選抜区分による差 異はない	37 64.9%	33 78.6%	111 29.2%	9 69.2%	52 24.8%	242 34.5%
計	57	42	380	13	210	702

表7 発達障害者を想定した対応をとりにくい選抜区分

	国立 大学	公立 大学	私立 大学	公立 短大	私立 短大	計
一般入試	6 10.3%	5 9.8%	116 30.9%	2 12.5%	76 35.7%	205 28.8%
専門高校・総合学 科卒業生入試	2 3.4%	4 7.8%	27 7.2%	1 6.3%	16 7.5%	50 7.0%
アドミッション・ オフィス入試	2 3.4%	2 3.9%	15 4.0%	0 0.0%	7 3.3%	26 3.6%
推薦入試	4 6.9%	2 3.9%	27 7.2%	0 0.0%	10 4.7%	43 6.0%
帰国子女入試	4 6.9%	4 7.8%	43 11.5%	2 12.5%	34 16.0%	87 12.2%
社会人入試	3 5.2%	3 5.9%	19 5.1%	1 6.3%	11 5.2%	37 5.2%
その他	2 3.4%	0 0.0%	10 2.7%	0 0.0%	1 0.5%	13 1.8%
選抜区分による差 異はない	35 60.3%	31 60.8%	118 31.5%	10 62.5%	58 27.2%	252 35.3%
計	58	51	375	16	213	713

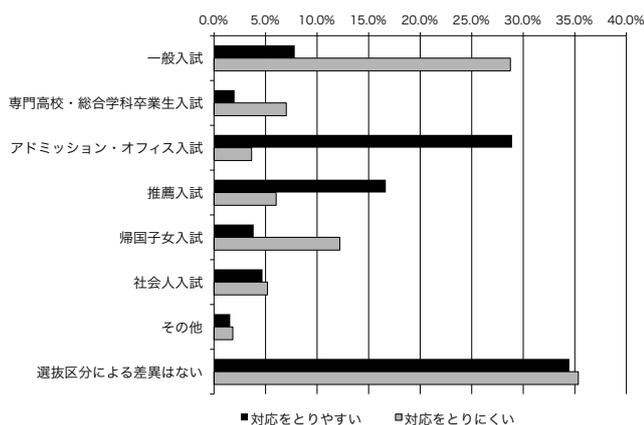


図1 発達障害者を想定した対応のとりやすさと選抜区分

択は「選抜区分による差異はない」(35.3%)であった。それを設置区分別で見ると、選択の割合は国公立大学および公立短大で高く(それぞれ60.3%, 60.8%, 62.5%), 私立大学・短大で低い(それぞれ31.5%, 27.2%)という、前項と同様のパターンが見られた。

発達障害者を想定した対応をとりにくいとして選択割合の高かった選抜区分は一般入試であった(28.8%)。それを設置区分別で見ると、私立大学・短大で高く(それぞれ30.9%, 35.7%), 国公立大学、公立短大で低い(それぞれ10.3%, 9.8%, 12.5%)という、前項でアドミッション・オフィス入試と推薦入試で見られたものと同様の双極的パターンが認められた。

さて、Q2には、以上の選択回答部分に加えて、選択理由の記述回答が含まれている。以下では、前段までで示した選抜区分に対する選択回答パターンに、それらの選択理由記述の代表的な内容を重ね合わせて示すこととする。

まず、発達障害者を想定した対応をとりやすいと認識されている選抜区分についての記述回答内容を示す(設置区分による違いは認められなかったため、一括して表示する)。

#### ○一般入試を選択した理由

- ・筆記試験による学力検査が中心であり、試験関係の指示・連絡事項も少なく、問題訂正も板書により行うため、対応はとりやすい。
- ・学力検査中心の選考で、別室受験措置が可能であり、対人場面の面接もないので、対応はとりやすい。

- ・筆記試験であれば、実施上の環境調整を行ったとしても問題の内容変更を行わないという原則を守ることによって、入試の公平性を維持できる。

#### ○アドミッション・オフィス入試を選択した理由

- ・事前面談やアドミッションセンターのスタッフによる高校訪問等の際、本人の様子や今後の配慮の在り方について判断することができる。
- ・受験者の状況の事前把握のためには、事前を含む複数回の面接を課す少人数の募集単位であるこの区分が対応しやすい。
- ・エントリー(アドミッション・オフィス入試における出願予備登録)から出願許可に至る期間は相互理解の場と位置づけており、余裕を持って個別に適切な対応を準備できる。
- ・複数回の面接や実習体験観察を組み込んだ選考なので、受験者個々の状況や特性の把握が容易であり、対応もとりやすい。
- ・受験者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価することを目指した入試であり、障害の程度も考慮して、修学可能性を判断できる。

#### ○推薦入試を選択した理由

- ・高校長からの推薦書により、受験者の様子や今後必要な配慮・対策等を判断しやすい。
- ・高校長からの推薦書が必要となるため、あらかじめ高校から相談を受けるケースが多く、入試時に対応しやすい。
- ・事前に受験者の在籍校との連絡がとりやすく、面接試験も行うので、個別の事情に配慮した幅のある対応をとりやすい。
- ・事前に推薦者から話を聞くことができ、また、課題作成や面接において状況を把握し、入学後の体制も整えることができる。
- ・受験者の在籍校との結びつきが強い選抜区分であるため、受験者からの申し出だけでなく、在籍校における生活の状況や、指導教員の見解などの情報を得ることができる。
- ・一般入試に比べて受験者数が少ないので、受験者個々の条件に応じて別室受験や試験時間の調整等の配慮・対応を行いやすい。

次に、発達障害者を想定した対応をとりにくいと認識されている選抜区分についての記述回答内容を示す（設置区分による違いは認められなかったので、一括して表示する）。

#### ○一般入試を選択した理由

- ・一律の条件の下での実施が前提なので、採用可能な配慮・対応の幅は自ずと限定される。
- ・受験者数が多く、複数の試験会場（地方会場も含む）を使用する場合は、事前の相談があったとしても、他の選抜区分に比して十分な個別対応を行いにくい。
- ・調査書等の出願書類と学力試験のみを選抜指標とし、面接試験を組み込んでいない選抜区分なので、事前に個別の事情を詳細に把握することができない。
- ・事前相談がなく、試験実施中に突然その場にそぐわない行動が強くと現れたりすると、周囲の他の受験者への影響が懸念される。

#### ○アドミッション・オフィス入試を選択した理由

- ・グループ作業という課題を取り入れており、そこでの個別配慮は難しい。
- ・評価基準として表現力及びコミュニケーション能力を挙げており、思考や感情の言語化、対面場面でのその伝達が苦手な受験者には不利であろう。
- ・面接試験を主要な選抜指標とする入試では、コミュニケーション能力が弱い受験者には難しからう。
- ・個々人との対話やグループディスカッションなどコミュニケーション能力を評価する方法、制作ワークショップなど協調的行動の能力を評価する方法などが選抜方法として用いられている場合には適応しにくいのではないかと。

#### ○推薦入試を選択した理由

- ・受験者の在籍校の推薦意向を尊重せざるを得ず、本学独自の評価基準のみで合否を決められない事情があるから。
- ・グループ面接が課されており、個別に特別措置を講ずることは難しい。
- ・コミュニケーション能力や文章構成力などが評価

の対象となるため、特別措置と試験の公平性の確保とを両立させにくい。

#### ○各選抜区分に共通する理由

- ・医療系/保育系の養成機関であり、卒後の職務内容の特性上、発達障害者を想定した入試対応は積極的にはとりにくい事情がある。

以上の分析結果を総括するならば、次のとおりである。

1. 発達障害者を想定した対応を実施するためには、該当する受験者についての事前情報の取得、対応のための準備期間、対応に当たるマンパワー、試験実施の際の環境調整のための準備可能性（別室試験場の準備など）、受験者数、選抜指標の構成、試験方法、といった多くの要因を考慮する必要がある。
2. 事前に受験者本人や関係者との事前面談や面接を複数回実施し、予め本人の状況について十分な情報が得られるような選抜方式（ある種のアドミッション・オフィス入試や推薦入試）であれば柔軟な対応が可能である。
3. 多くの一般入試で用いられている筆記による学力試験のように一律の条件下での一斉実施を前提としているような試験方法では一般に対応が難しい。しかしその一方では、個別対応のためのスタッフや別室試験場などが十分に準備できるならば、むしろ対応しやすい面もある。
4. 試験方法として面接を組み込む場合でも、プレゼンテーション能力や対人コミュニケーション能力を主要な選抜指標として強調する方法では、むしろ発達障害をもった受験者にとっての困難度は増大する。
5. 個別事情への配慮・対応を構想する場合は、入試の公平性・公正性とのバランスを確保しなければならない。
6. 入試の局面に限定されるのではなく、入学後の修学適応や卒後の就業可能性までもを含めた総合的な観点からの判断が必要である。

## 5. 要約とまとめ

本稿冒頭で指摘したように、発達障害者支援法（平成16年法律167号）では国及び地方公共団体に対し、「発達障害児がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他の必要な措置を講じるものとする」旨の努力義務が規定されており（第8条）、それに基づき、現在、初等・中等教育においては、発達障害のある児童・生徒への支援体制が急速に整備されつつある。

そして徐々にではあるが、大学・短大等の高等教育においても、発達障害のある学生を想定した支援の取組が始まりつつある。

しかし現在までのところ、高等教育へのまきに入り口である入学者選抜において、発達障害の特性を想定した配慮・対応が実態としてどの程度行われているのかについては、十分な情報が存在しない。

本調査研究は、そうした状況を踏まえ、全国の大学の学部及び短期大学の入学者選抜において、発達障害のある受験者に対して適用・実施されている配慮・対応について、その現状把握を目的として実施されたものである。

調査の結果、大学・短大の入学者選抜においては、発達障害を持つ受験者のための定着した枠組みや方法論が存在しない現状が明らかとなった。すなわち、ほとんどの大学・短大の入学者選抜においては、発達障害特有の行動特性についての理解・認知はそれほど進んでおらず、仮に受験者から受験上の特別措置の要請を受けた場合には、従来の身体障害を持つ受験者向けの対応策を準用するという態勢で臨むというのが大半であることが明らかとなった。

さて、文部科学省が平成14年に児童生徒を対象に実施した全国実態調査<sup>6)</sup>の結果によると、知的障害ではなく発達障害が原因で特別な教育的支援を必要としている者は約6.3%（有病率）と見積もられている。

現時点では、発達障害についての社会的認知が十分には進んでおらず、当該障害を持つ人自身の支援要請に向けた意識も明確化していないのが実情であるが、将来的にはそうした認知も意識も、ノーマライゼーションの流れの中で、他の障害カテゴリーと同様に社会的に確立していくものと思われる。

そして、それにつれて、様々な場面で現在は潜在化している多くのケースが表面化してくることが予想される。大学・短大の入学者選抜の場で考えるならば、現状ではさまざまな理由で抑制されている発達障害のケースが、その特性に配慮した対応措置の要請という形で表面化してくることが考えられる。そして、その生起確率は、先に言及した文部科学省の実態調査の結果を踏まえるならば、5～6%程度という決して少なくはない値が見込まれる。

そうなった場合、発達障害の態様は様々であるので、現状のように別室試験の適用だけといったような限定的な対応では、大学・短大として社会的説明責任を十分に果たせない恐れがある。すなわち、入学者選抜に当たっては、適切な選抜方法の設計、試験実施方法の調整、入学後の学修適応性の評価といった部分を含む総合的な対応が求められることになるであろう。

以上、本稿では、発達障害者の高等教育への適応促進という最近の政策動向を踏まえ、全国の国公私立大学・短大を対象として実施した調査に基づき、大学・短大の入学者選抜における発達障害を有する受験者への対応の現状について報告した。研究の次の段階としては、典型的な個別ケースについての詳細な聞き取り調査を実施し、それらの結果も踏まえて、発達障害の態様に適合した入学者選抜方法の研究・開発という問題を取り上げていく予定である。

## 付 記

本報告は、「平成20年度高等教育の開発推進に関する調査・研究経費」（研究課題名：大学入試における発達障害受験者への対応方策に関する研究。研究組織：鈴木敏明・吉武清實）を得て行われた調査研究結果の一部である。

## 注記ならびに文献

### 1) 発達障害の法令上の定義

#### 発達障害者支援法 第2条第1項

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

#### 発達障害者支援法施行令 第1条

発達障害者支援法第2条第1項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

#### 発達障害者支援法施行規則

発達障害者支援法施行令第1条の厚生労働省で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

- 2) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、『発達障害のある学生支援ケースブックー支援の実際とポイント』, ジアース教育新社, 2007.
- 3) 文部科学省高等教育局長通知(20文科高第140号),『平成21年度大学入学者選抜実施要項』, 2008.
- 4) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・発達障害教育情報センターの「支援・指導」に関するHPでは、発達障害者の学校場面における行動特徴が、「学習面」, 「行動面」, 「社会性」に整理・紹介されている。  
<http://icedd.nise.go.jp/blog/support/index.html>
- 5) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所、『発達障害のある学生支援ガイドブックー確かな学びと充実した生活をめざして』, ジアース教育新社, 2005.
- 6) 文部科学省, 『通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査』, 2002.

## 入学者選抜における発達障害者への対応に関する調査

東北大学 高等教育開発推進センター 入試開発室

## 1. この調査の目的

この調査は、大学の学部及び短期大学の入学者選抜における、発達障害のある受験者への対応状況を把握することを目的として実施するものです。ご多用中まことに恐縮ですが、ご協力賜りますよう、なにとぞよろしくお願い致します。

## 2. 発達障害とは

先年制定された発達障害者支援法（平成 16 年法律 167 号）、発達障害者支援法施行令及び発達障害者支援法施行規則によると、発達障害は次のように定義されます。

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現する心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害。

## 3. 発達障害の行動特徴

入試の場面で生起する可能性のある行動面の特徴としては次のようなことがあります。それらが原因で、発達障害をもつ受験者は、一般的な試験実施条件に適応できない場合があります。

- ・ 試験場の中のいろいろな刺激による影響を受けやすく（過敏性）、それらに対して衝動的に反応してしまう。
- ・ 注意の集中が苦手で、試験監督の指示を最後まで聞くことができない。
- ・ 試験に関する指示が口頭で伝えられると、話の内容以外のことに注意を向けてしまい、指示の内容や意味を十分に理解したり、記憶することができない。
- ・ 気になることや目についたことについて、すぐしゃべり出してしまうなど、欲求をうまくコントロールできず、突然に場面にそぐわない言動をする。
- ・ 習慣化された行動パターンへのこだわりが強く、試験場面への柔軟な対応ができない。
- ・ 試験時間の変更や問題の訂正などの試験条件の急な変更に対応できず、パニックを起こす。
- ・ 会話の基礎的スキルの獲得が十分でないため、面接試験などで試験担当者との会話がスムーズに進まない。
- ・ 体験や感情を言語化することが難しい。
- ・ 文章を構成する力が弱く、独力では志願理由書等を十分に作成することができない。

## 4. 回答方法・返送方法

具体的な回答方法は次のページ以降でご説明致します。質問項目は Q1 と Q2 の 2 つです。ご回答済みの調査票（この用紙）は同封の返信用封筒に封入の上、

平成 20 年 12 月 19 日（金）までにご投函

下さるようお願い致します。なお、ご都合でこの期限までに返送いただけない場合でも、ご回答終了しだい返送いただければ幸いです。

#### 5. 調査対象となる選抜区分（入試の種類）

- この調査の対象となるのは、「平成21年度入試」（平成21年度に入学する者の選抜）です。
- 調査対象となる選抜区分（入試の種類）は、大学（学部）及び短期大学が実施する「一般入試」、「専門高校・総合学科卒業生入試」、「アドミッション・オフィス入試」、「推薦入試」、「帰国子女入試」、「社会人入試」です（選抜区分名は『平成21年度大学入学者選抜要項（文部科学省高等教育局長通知）』での用語法に準拠）。なお、それらにおいて大学入試センター試験の結果を組み合わせた選抜を実施する場合、大学入試センター試験の実施に関する部分は本調査の対象とはなりません。

#### 6. 回答方法

以下の各質問（Q1とQ2）について、該当する□欄に✓を記入及び自由記述にてご回答下さい。

**Q1** 平成21年度入試においては、発達障害者を想定した配慮・対応をしていますか？

- 配慮・対応をしている     現在検討中である     配慮・対応をする予定はない



どのような配慮・対応をしていますか、次の各項目についてご教示下さい。

##### 【事前の配慮・対応】

- 受験者からの申し出に基づく事前相談
- 診断書に基づき本人に状況を確認
- 志願理由書等に見られる典型的な特徴（誤字・脱字の頻度、文意の明瞭性など）をチェックし、本人からの申し出がない場合でも念のため準備態勢を整える

##### 【試験実施上の配慮・対応】

- 試験方法（筆記試験、面接試験、実技試験など）についての環境調整的な対応（着席位置の配慮、別室受験、試験時間の調整、補助者の配置など）
- 本人に対する試験関係の指示・連絡方法の工夫（口頭だけでなく文書による伝達を併用するなど）

【その他】上記に該当しない配慮・対応内容及び補足説明については、下欄にご記入下さい。



### 7. 調査終了

以上で調査は終了です。ご多用中のところご協力賜りまして有り難うございました。

結果については、調査票の回収が終了次第、速やかに集計・整理する予定です。調査結果の提供を希望される場合は、下のボックスに✓を記入して下さい。結果がまとまり次第、下記 **9** の郵送先アドレスにお送りします。

調査結果の提供を希望する。

### 8. 調査票の返送について

既にご説明致しましたので繰り返しになりますが、調査票の返送方法についてご案内致します。ご回答済みの調査票（この用紙）は同封の返信用封筒に封入の上、

平成 20 年 12 月 19 日（金）までにご投函

下さるようお願い致します。なお、ご都合でこの期限までに返送いただけない場合でも、ご回答終了しただい返送いただければ幸いです。

### 9. 調査票にご回答いただいた方の情報

ご回答いただいた内容によっては、確認等のために追加の質問をさせていただくことがありますので、この調査にご回答いただいた方のお名前、ご役職、ご連絡方法等について伺います。

大学・短大名	大学	短期大学・短期大学部
所属部署・役職		
ふりがな お名前		
郵送先アドレス	〒	—
電話・ファックス		
電子メール		@

この調査によって得られる情報については、個人情報保護の観点から厳格に管理し、結果の整理にあたっては統計値に還元する等の匿名化処理を施しますので、貴学の個別情報が無断で外部に提供されることはありません。また、得られた情報は本調査の目的以外には使用しません。以上、念のため申し添えます。

#### 《この調査についてのお問い合わせ先》

東北大学 高等教育開発推進センター 入試開発室  
教授・鈴木敏明（すずき としあき）

〒980-8576 仙台市青葉区川内 28  
TEL&FAX 022-795-4813 MAIL binmei@m.tains.tohoku.ac.jp

